

大阪広域戦略協議会を設置する条例

(設置)

第一条 大阪府域に係る広域行政課題について、これまで大阪府（以下「府」という。）と地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）である大阪市、堺市が、それぞれの権能で事務処理を行い、政策的に協調していくための協議の場をもたず、政策に一体性を有しなかったことへの反省に鑑み、府は、大阪市及び堺市と協議の上、政策協調のための協議機関として、大阪広域戦略協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第二条 協議会は、府と指定都市である大阪市、堺市が統一した戦略を構築し、また、国に対して共同して提案、要望を行っていくための協議を行い、その協議結果に基づく施策にそれぞれが努めることによって、多様な行政課題に効率的に対処していくことを目的とするとともに、将来の関西州実現への一助となることを目指す。

(運営)

第三条 この協議会は、地方自治法第二条に規定する「基礎自治体優先の原則」と「補完性の原理」のもと、国から府、府から大阪市、堺市など基礎自治体への徹底した権限と財源の移譲を目指すことを旨として運営されなければならない。

(協議事項)

第四条 協議会は、次に掲げる事項について、府、大阪市、堺市それぞれが果たすべき役割、連携の方法などについて協議する。

- 一 成長戦略
- 二 産業振興
- 三 空港
- 四 港湾
- 五 交通政策
- 六 環境政策
- 七 その他協議会が協議すべきと認めた事項

(委員)

第五条 協議会の委員は、次に掲げる者により組織する。

- 一 大阪府知事
- 二 大阪市長
- 三 堺市長
- 四 府議会が推薦した府議会議員 九人
- 五 大阪市の議会が推薦した大阪市の議会の議員 九人
- 六 堺市の議会が推薦した堺市の議会の議員 九人

(任期)

第六条 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第七条 協議会に会長及び副会長各一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第八条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は定例会として年四回実施する。ただし、委員の要請により、会長が必要と認めたときは臨時に会議を行うことができる。

3 会議は、委員の三分の二以上の出席がなければ開くことができない。

4 議題に係る調査、審議を行う期間及び採決の方法については、協議会において定める。

(専門部会)

第九条 協議会は、第四条に規定する協議事項について専門的に調査、審議するため、協議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会が置かれたときは、第八条第四項の規定にかかわらず、当該部会における採決の方法については、部会において定める。

3 部会は、協議会の委員のほか、次に掲げる者のうちから、協議会の承認を得て、会長が選任した者を加え組織する。

一 協議事項に係る大阪府内の市町村長

二 協議事項に係る大阪府内の市町村議会議員代表各一名

三 有識者

4 部会に部会長及び副部会長各一人を置く。

5 部会長は協議会の会長を、副部会長は協議会の副会長をそれぞれ充てる。

6 第七条第三項及び第四項並びに第八条第一項から同条第三項までの規定は、部会について準用する。この場合において、第七条第三項及び第四項並びに第八条第一項から同条第三項までの規定中「会長」とあるのは、「部会長」と、「協議会」とあるのは「部会」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(府議会の同意)

第十条 協議会で合意、決定された事項については、府議会の同意を求めるとする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。